

矢板市の自転車PRロゴマークの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、矢板市(以下「市」という。)の自転車PRロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、ロゴマークとは、市の自転車のまちづくりの認知度の向上を促し、もって市のシティプロモーションに資するものとして定められた図柄をいう。

(デザイン及び名称等)

第3条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークの名称は、「YA-cle」と表記し、ヤックルと読む。

3 ロゴマークに関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)に基づく権利をいう。以下同じ。)は、全て市に帰属するものとする。

(非商用利用の申請)

第4条 ロゴマークの商用以外での利用を希望する者は、あらかじめ市長に利用届出書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(商用利用の申請)

第5条 ロゴマークの商用利用を希望する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用申請書(別記様式第2号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ロゴマークの利用状況がわかる完成見本等
- (2) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(申請者の要件)

第6条 ロゴマークの利用を申請できるのは、法人、団体及び個人とする。

(利用の許可)

第7条 市長は、利用の申請内容を審査し、当該利用が市産品の推進や市のPRに寄与すると認めるときは、利用の許可(以下「利用許可」という。)を行い、利用許可書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(利用許可の制限)

第8条 ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) ロゴマークの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がロゴマークの立体物と認められない場合
- (9) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマークの利用が適当でないと認められる場合
- (10) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第9条 ロゴマークの利用料は、商用、非商用に関わらず無料とする。

(利用上の遵守事項)

第10条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許可内容の変更)

第11条 利用者が利用許可の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許可し、変更許可書(別記様式第5号)を交付する。

(許可の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許可の取り消しを命じることができる。

- (1) 利用者が、利用許可の制限に抵触した場合
- (2) 利用者が、利用上の遵守事項に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽があった場合
- (4) その他、ロゴマークの利用継続が不相当である場合

2 市長は、前項の規定による利用許可の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、利用者にロゴマーク等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の独占の禁止)

第13条 本利用許可の申請は、利用者が自己の商標登録や意匠とするなど、独占して

利用する権利を付与するものではない。

(利用の期間)

第14条 利用の期間は、利用の許可を申請した年度の3月31日までとする。

2 利用者が利用期間満了に際し、引き続き利用を希望する場合は、第4条に規定する申請書を市長に提出する。

(損害賠償等の責務)

第15条 市は、ロゴマークの利用を許可したことに起因する損害賠償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、ロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、誠意を持って対処する。

3 利用者が、ロゴマークの利用に際し故意又は重大な過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から適用する。

別図(第3条関係)

ロゴマークのデザイン

